

最低駐車台数算定調書

1 建築物概要

建築物の用途区分		延べ面積 (㎡) (手入力)	共通用途部分 の按分面積	合計面積 (㎡) (自動計算)
特定用途(1)	百貨店その他店舗			①
特定用途(2)	事務所			②
	その他の特定用途			③
非特定用途	住宅以外			④
	住宅			
共通用途部分(廊下、エレベーターなど)			/	
機械室等(条例施行規則第2条2号)		⑤		
駐車場部分等				
合 計				

2 大規模事務所の延べ面積の逓減

事務所の延べ面積のうち10,000㎡を超える部分の延べ面積を下表の率を乗じて得た面積の合計面積を10,000㎡に加えて得た面積を、事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなす。

事務所部分の延べ面積	面積 (㎡)	率	逓減後の面積(㎡) (自動計算)
10,000㎡を超え50,000㎡以下		0.7	
50,000㎡を超え100,000㎡以下		0.6	
100,000㎡を超える		0.5	

3 最低駐車台数の算定

建築物の用途区分	面積(㎡)	(逓減後)	(う)	台数 (自動計算)	2台未満は2台とする 1未満の端数は切上	
① 特定用途(1) 百貨店、店舗			除算 [200]			
② 特定用途(2) 事務所			除算 [250]			
③ 特定用途(2) その他						
④ 非特定用途			除算 [450]			住宅用途部分は除く
⑤ 機械室等						駐車施設用途は除く
⑥ 計			⑨ 計			
⑦ (お)	①+②+③+④×1/2					
⑧ (え)	1-分子/分母					
分子	1500×(6000-延面積⑥)				最低駐車台数	
分母	6000×(お)⑦-1500×延面積⑥					
最低駐車台数	⑨×⑧ (6,000㎡未満の場合)					
	⑨ (6,000㎡以上の場合)					

駐車施設変更届出書

年 月 日

尼 崎 市 長 様

事業者① 住所

氏名

電話：（ ） —

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条の規定により届け出
ていた事項について、次のとおり変更が生じたため、同条後段の規定により届け出
ます。

1 駐車施設附置届出書の受付日及び受付番号 年 月 日 第 号

2 敷地の位置 尼崎市

3 変更内容

変更事項	変更前	変更後

4 変更理由

代 理 人①	住所				
	氏名 電話：（ ） —				
※ 受付	※ 年 月 日 受理します。				
	課 長	課長補佐	係 長	係	

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏
名を記入してください。

備考1 ※欄は、記入しないでください。

2 正副1部ずつを作成し、それぞれ変更の内容を示す図書を添付して提出してく
ださい。

駐車施設事業者変更届出書

年 月 日

尼崎市 長 様

届出者（新事業者）① 住所

氏名

電話：（ ） —

（旧事業者）① 住所

氏名

電話：（ ） —

上記のとおり事業者が変更したため、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条後段の規定により届け出ます。

1 駐車施設附置届出書の受付日及び受付番号 年 月 日 第 号

2 敷地の位置 尼崎市

3 変更内容

4 変更理由

代理人①	住所				
	氏名				
	電話：（ ） —				
※ 受付	※ 年 月 日 受理します。				
	課長	課長補佐	係長	係	

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考1 ※欄は、記入しないでください。

2 正副1部ずつを作成し、それぞれ変更の内容を示す図書を添付して提出ください。

理 由 書

年 月 日

尼 崎 市 長 様

事業者① 住所

氏名

電話：（ ） ー

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第5条の規定により
駐車施設の附置義務の特例を申請する理由は、下記のとおりです。

なお、今回の申請に対し認定された場合は、建築物が存続する限り、その認定に係る特
例駐車施設を、認定された内容のまま確保し続けます。

記

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名
を記入してください。

を神戸地方裁判所に提起することもできます。

- 3 なお、上記1の審査請求をした場合には、この認定通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この認定通知書(当該審査請求をした場合は、その裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この認定処分があった日(当該審査請求をした場合は、その裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

特例駐車施設不認定通知書

尼崎市指令第 号
年 月 日

様

尼崎市長

年 月 日付けで認定申請があった駐車施設の附置の特例については、
次の理由により不認定としましたので、本書をもって通知します。

(不認定の理由)

申請者	住所	
	氏名	

- 1 この不認定処分について不服があるときは、この不認定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この不認定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この不認定処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。
- 2 また、この不認定通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、この不認定処分の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。

- 3 なお、上記1の審査請求をした場合には、この不認定通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この不認定通知書(当該審査請求をした場合は、その裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この不認定処分があった日(当該審査請求をした場合は、その裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

特例駐車施設変更届出書

年 月 日

尼崎市 長 様

事業者① 住所

氏名

電話： () -

駐車施設の附置の特例の認定を受けていた事項について、次のとおり変更が生じたため、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条後段の規定により届け出ます。

1 特例駐車施設認定番号 年 月 日 付け尼崎市指令第 号

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後

3 変更理由

代理人	住所				
	氏名 電話： () -				
※ 受付	※ 年 月 日 受理します。				
	課長	課長補佐	係長	係	

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考1 ※欄は、記入しないでください。

2 正副1部ずつを作成し、それぞれ変更の内容を示す図書を添付して提出してください。

特例駐車施設変更不認定通知書

尼崎市指令 第 年 月 号
年 月 日

様

尼崎市長

年 月 日付けで届出があった特例駐車施設の変更については、
次の理由により不認定としましたので、本書をもって通知します。

(不認定の理由)

届 出 者	住 所	
	氏 名	

- 1 この不認定処分について不服があるときは、この不認定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この不認定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この不認定処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。
- 2 また、この不認定通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、この不認定処分の取消しを求める訴え

を神戸地方裁判所に提起することもできます。

- 3 なお、上記1の審査請求をした場合には、この不認定通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この不認定通知書(当該審査請求をした場合は、その裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この不認定処分があった日(当該審査請求をした場合は、その裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

勸告書

尼開指第 号
年 月 日

様

尼崎市長

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定により 届出 認定 がなされた下記の駐車施設につきまして、同条例第 の規定に違反しているため是正するよう、同条例第13条第1項の規定により勸告します。

記

- 1 届出日及び届出番号又は認定番号
- 2 建築物の敷地の位置
尼崎市
- 3 駐車施設の位置
尼崎市
- 4 駐車施設の台数

第13号様式

(表面)

9 c m

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第12条第1項の規定による立入検査をする者であることを証明する。

年 月 日

尼崎市長 印

5
・
5
cm

(裏面)

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 (抜粋)

(報告の聴取等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、附置義務者又は建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者に対し、相当の期限を定めて駐車施設の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物若しくは駐車施設に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第16条 略

2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これを拒み、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

3 略

措 置 命 令 書

尼崎市指令第 号
年 月 日

様

尼崎市長

1 建築物の所在地 尼崎市

2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているため、同条例第14条の規定により、下記の措置を講ずることを命ずる。

記

1 措置の内容

2 理由

1 この命令処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、

この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この命令処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

2 また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、この命令処分の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。

3 なお、上記1の審査請求をした場合には、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る判決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この命令書(当該審査請求をした場合は、その判決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この命令処分があった日(当該審査請求をした場合は、その判決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

工事完了届出書

年 月 日

尼崎市 長 様

事業者① 住所

氏名

電話：（ ） ー

下記の駐車施設の附置等に係る工事が完了しましたので、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第10条の規定により届け出ます。

記

建 築 物	敷地の位置	尼崎市			敷地面積	㎡
	用途別	特定用途(1)	特定用途(2)	非特定用途	計	
	延べ面積	㎡	㎡	㎡	㎡	
	主要用途				附置義務台数	台
	構造					
駐 車 施 設	位置	尼崎市				
	構造					
	設置台数	2.3m×5m	2.5m×6m	3.5m×6m	合 計	
	敷地内設置	台	台	台	台	
	敷地外設置	台	台	台	台	
工事完了年月日	年 月 日					
代 理 人①	住所					
	氏名				電話：（ ）	ー
※ 受付	※ 年 月 日 受理します。					
	課 長	課長補佐	係 長	係		

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考1 ※欄は、記入しないでください。

2 正副1部ずつを作成し、それぞれ変更の内容を示す図書を添付して提出ください。